

## 法人市民税の予定申告のプレ申告データについて

日頃は、本市の税務行政に御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、電子申告等システムの様式が平成27年8月24日から平成27年度税制改正に対応した新様式に変更されましたのでお知らせします。

平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度の申告における法人住民税の算定基礎となる資本金等の額は、従来の「期末現在の資本金等の額及び連結個別資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講ずることになりました。また、均等割額の税率区分は、「前期末現在の資本金等の額」と「前期末現在の資本金等の額及び資本準備金の額の合算額」とを比較して大きい方の金額で計算する旨変更されました。

プレ申告データでは、「前期末現在の資本金等の額」欄に、無償増・減資を考慮する前の従来の資本金等の額が入力されています。

平成27年4月1日以後に開始する事業年度の予定申告においては、経過措置により最初の予定申告では無償増・減資を考慮しませんので、そのまま御利用ください。2回目以降の予定申告は無償増・減資を考慮する必要があるため、お送りした「前期末現在の資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じて御申告願います。また、均等割額の税率区分は「前期末現在の資本金等の額」と「前期末現在の資本金等の額及び資本準備金の額の合算額」とを比較して大きい方の金額で御計算ください。

御不明な点がありましたら、下記の法人市民税担当までお問い合わせください。

京都市 市税事務所 法人税務担当（法人市民税担当）

TEL 075-213-5247